

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年11月24日提出
【計算期間】	第15期(自 2021年8月27日至 2022年8月26日)
【ファンド名】	新生・フラトンV P I Cファンド
【発行者名】	新生インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平井 治子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【事務連絡者氏名】	伊藤 真澄
【連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-6400
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

ファンドの基本的性格

1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含、日本)	ファミリーファンド	あり ()
	年2回	日本		
	年4回	北米		
	年6回 (隔月)	欧州		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		
その他資産 (投資信託証券(株 式(一般)))		アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載して

おります。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式（一般））））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい

う。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

ファンドの特色

1. 主として、ベトナム、パキスタン、インド、中国の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

●ベトナム、パキスタン、インド、中国の株式等への投資は、ケイマン籍の円建て外国投資信託（以下「投資先ファンド」といいます。＜投資先ファンドの概要＞をご参照ください。）への投資を通じて行います。（当ファンドはファンド・オブ・ファンズです。）

●主として投資先ファンドに投資しますが、そのほか国内投資信託「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券にも投資します。

●実質組入外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

・投資対象には、預託証券^{※1}、個別銘柄の株価や株価指数に係るオプション、株式や株価指数の価格に運用成果が連動する債券等も含まれます。また、株式や株価指数を対象とした先物取引、スワップ取引、オプション取引などを利用することがあります。

※1 預託証券：Depositary Receiptのことで、頭文字をとってDRと略することがあります。株式を実質的に所有しているのと同様の経済効果を持つ証券のことで、

・中国の株式には、上海証券取引所、深圳証券取引所に上場している株式のほか、香港証券取引所に上場している中国本土関連企業の株式（レッドチップ^{※2}、H株^{※3}）やその他の証券取引所に上場している中国本土関連企業の株式等（預託証券（DR）を含みます。）を含みます。なおその他の国の株式も国外の証券取引所に上場している株式に投資する場合があります。また未上場株式に投資する場合があります。

※2 レッドチップ：資本的な背景は中国本土だが登記は香港（またはその他地域）で行われた企業（銘柄）

※3 H 株：香港に上場した、資本も登記場所も中国本土の企業（銘柄）

2. ベトナム、パキスタン、インド、中国の国別配分比率は、原則として20%、20%、30%、30%を基本とします。

- 投資先ファンドにおける国別配分は、マクロ経済や企業業績の動向および株式市場のバリュエーションなどを分析し、原則として基本構成比の±10%の範囲内で変動させます。

（注）市場の流動性やその他やむを得ない事情により、国別配分比率が上記の範囲外となる場合があります。

3. フラトン・ファンド・マネジメントが運用します。

- 投資先ファンドの運用は、シンガポール財務省が全額出資するテマセック・ホールディングスが100%出資するフラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドが行います。

信託金限度額

- ・1,300億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

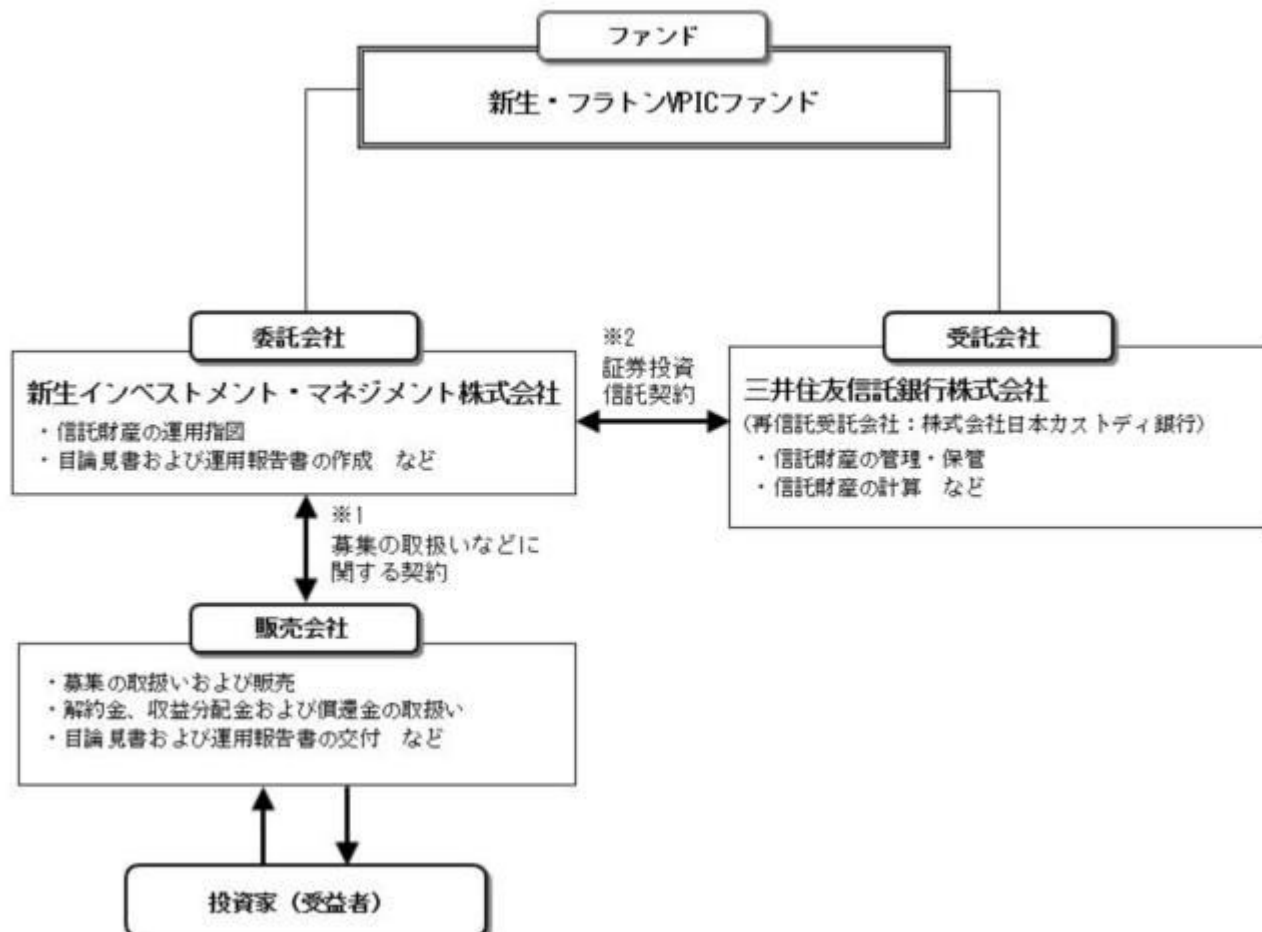
（2）【ファンドの沿革】

2007年9月28日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

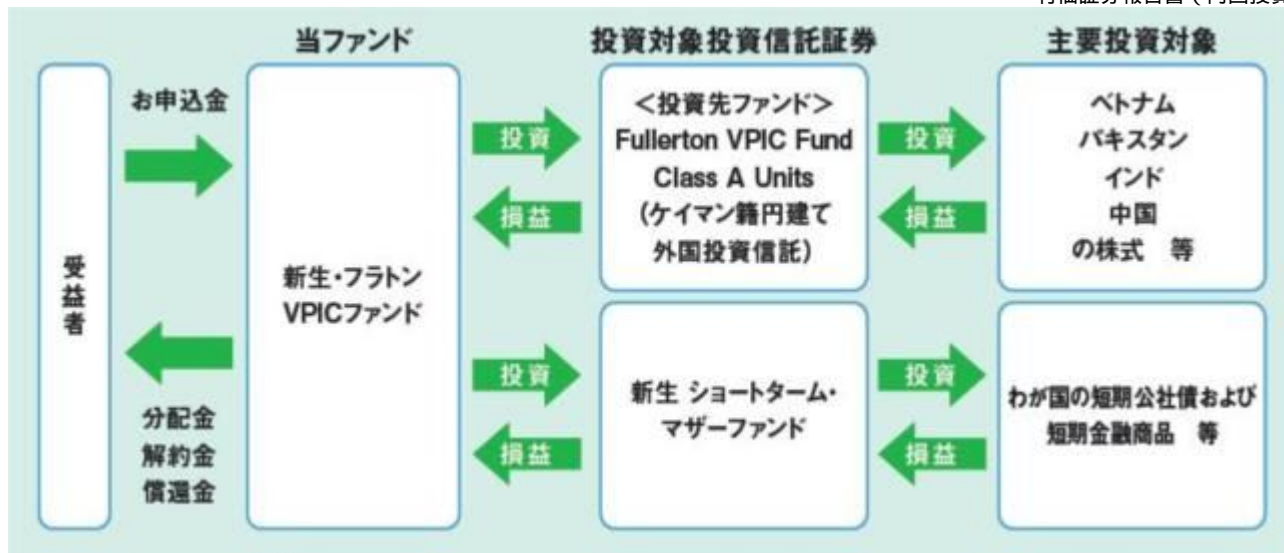
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



委託会社の概況（2022年8月末現在）

1) 資本金

4億9,500万円

2) 沿革

- 2001年12月17日： 新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立
- 2002年 2月13日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録
- 2003年 3月12日： 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可
- 2007年 9月30日： 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録
- 2015年11月 4日： 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	9,900株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ケイマン籍の円建て外国投資信託「Fullerton VPIC Fund」受益証券への投資を通じて、主にベトナム、パキスタン、インド、中国（香港証券取引所等に上場している中国本土関連銘柄を含む）の株式等を投資対象とします。

当該外国投資信託は、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

投資信託証券への投資は高位を維持することを基本とします。

投資する投資信託証券は見直しを行う場合があります。

実質組入外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

ケイマン籍の円建て外国投資信託「Fullerton VPIC Fund Class A」受益証券（以下「投資先ファンド」といいます。）および新生 ショートターム・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

- ・次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（上記イに掲げるものに該当するものを除きます。）

- ・次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として次の外国投資信託の投資証券および次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. ケイマン籍円建て外国投資信託証券「Fullerton VPIC Fund」受益証券

2. 証券投資信託「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券

3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）

委託者は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

投資先ファンドの概要

1) 「Fullerton VPIC Fund 受益証券」

ファンド名	Fullerton VPIC Fund
形態	ケイマン籍の円建て外国投資信託
主な投資対象	ベトナム、パキスタン、インド、中国（香港証券取引所等に上場している中国本土関連銘柄を含みます。）の株式です。 （未上場株式や国外の証券取引所に上場している株式に投資する場合があります。） そのほか、預託証書（DR、Depositary Receipt）、株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、償還金額等が株式や株価指数の価格に連動する効果を有する債券等に投資する場合があります。また、株式や株価指数を対象とした先物取引、スワップ取引、オプション取引などを利用する場合があります。
運用の基本方針	信託財産の成長をめざした積極的な運用を行います。

主な投資態度	主にベトナム、パキスタン、インド、中国（香港証券取引所等に上場している中国本土関連銘柄を含みます。）の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。 株式への投資は高位を維持することを基本とします。ただし、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、組入比率を落とす場合があります。また市場の休場等に対応するため一時的に組入比率を落とす場合があります。 株式等の国別配分比率は、ベトナム20%、パキスタン20%、インド30%、中国30%を基本とし、原則として±10%の範囲内で変動させます。ただし、市場の流動性やその他やむを得ない事情により、国別配分比率が上記の範囲外となる場合があります。 外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 市況動向や、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったとき等ならびに運用資産が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資割合に制限を設けません。 同一銘柄の株式（当該株式を実質的な投資対象とする証券または証書を含みます。）への投資割合は、投資信託財産の10%以下とします。 株式（株式を実質的な投資対象とする証券または証書を含みます。）の時価総額とデリバティブ取引の株式のロング・ポジションの想定元本の合計額は、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。 外貨建て資産への投資割合に制限を設けません。
決算日	年1回、原則として毎年12月31日
申込手数料	かかりません。
解約手数料	かかりません。
運用報酬	純資産総額に対し年率0.90%
その他費用 等	当初のファンド設定費用（弁護士費用等）：合計1,904,767円 この費用については当初5年間で償却いたします。：年額約38万円 その他（ ）受託会社報酬額、管理事務代行報酬、保管報酬、副保管報酬および登録・名義書換代理人報酬等（ ）監査報酬、弁護士報酬等（ ）有価証券売買時の取引費用等（その他の費用は変動することが予想され、見積りが困難です。） 投資先ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資先ファンドの信託財産から支払われます。
運用会社	Fullerton Fund Management Company Ltd
管理会社	HSBC Trustee (Cayman) Limited

2）新生 ショートターム・マザーファンド

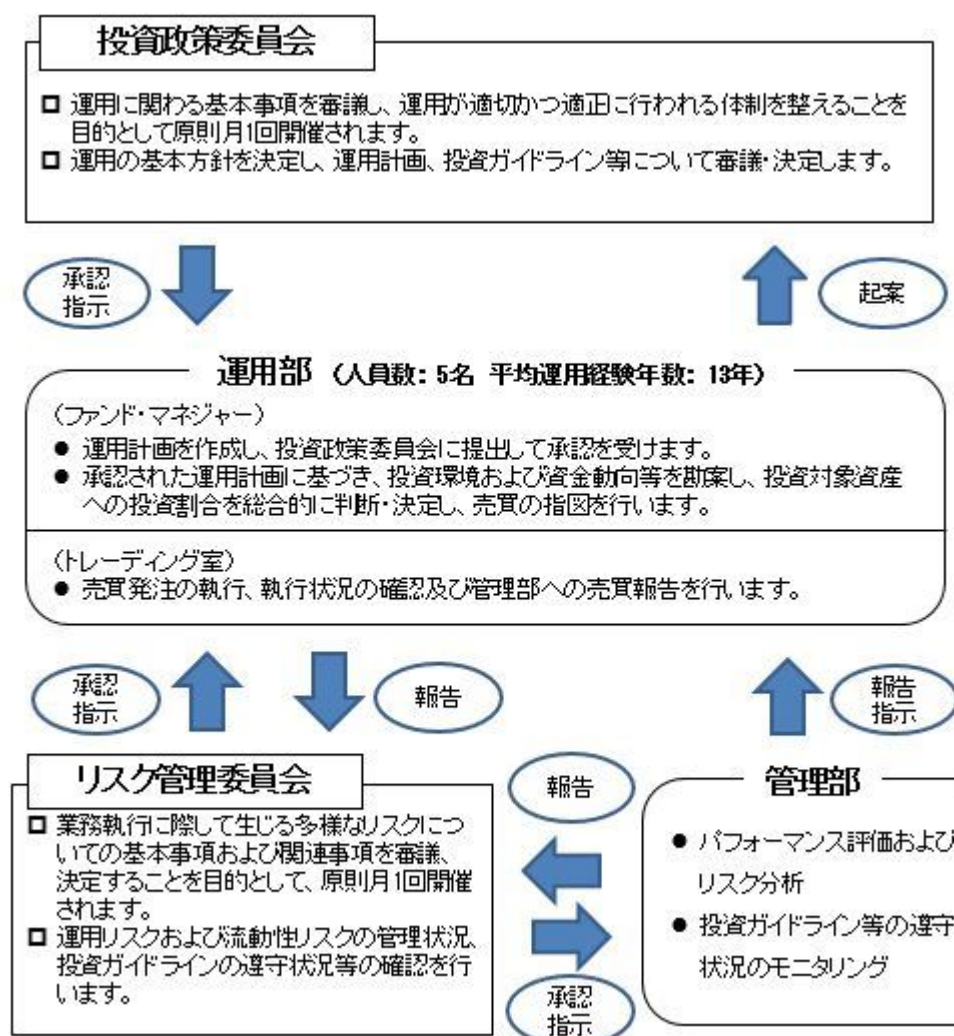
ファンド名	新生 ショートターム・マザーファンド
形態	親投資信託（マザーファンド）
運用の基本	わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	主としてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資を行い、利子等収益の確保を図ります。
主な投資制限	外貨建て資産への投資は行いません。 先物取引等は価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避するため行うことができます。 スワップ取引は金利変動リスクを回避するため行うことができます。

設定日	2006年12月27日（水）
信託期間	無期限とします。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	原則として、毎年12月10日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。
申込手数料	かかりません。
信託報酬	かかりません。
委託会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ファンド運用に関する主な会議及び組織は以下の通りです。



また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンド・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

上記体制は、2022年8月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

<フラトン・ファンド・マネジメント>

インベストメント・グループは、チーフ・インベストメント・オフィサー（以下、CIO）のもと、株式、債券、マルチ・アセット、オルタナティブおよびトレジャリー・マネジメントのチームがあり、次のような会議を行います。

四半期毎にインベストメント・ストラテジー・ミーティングを開催。議長はCIOで、当会議ではマクロの見解とボトムアップの考察を共有します。月次および四半期ベースで、監視の一形態として、すべてのリードポートフォリオマネージャーは、それぞれ当社の株式責任者およびCIOとポートフォリオレビューを行います。

月次のインベストメント・コミッティー・ミーティング（投資委員会会議）にてCIOと各アセットクラスのヘッドが合議し、トップダウンのマクロ見解と中期投資戦略について話し合います。

週次：ストックリサーチ・ミーティングを行い、株式チームのヘッドが議長となり、銘柄選択、カントリー、セクター毎の動向、全ポートフォリオのポジションについて議論します。さらに月曜日は、CIOのもと全ての運用専門職が出席し、各アセットクラスについての過去一週間の主要な進展、ポートフォリオ構築や今後の見通しと方針、その他注目すべきトピックについて会議が行われます。

日次：株式チームは最新の市場動向に関するブリーフィングを毎朝行っております。

上記体制等は、2022年8月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

１）分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

２）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

３）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないません。

収益分配金の支払い

<自動けいぞく投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込みを行う投資者は、販売会社との間で自動けいぞく投資契約^{*}を締結します。

^{*}：当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

<一般コース>

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

約款に定める投資制限

- １）投資信託証券、短期社債等（社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

- 2) 投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
- 3) 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されているものについては投資信託財産の純資産総額の50%を超えて取得できるものとし、それ以外のものについては投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- 4) 株式への直接投資は行いません。
- 5) 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
- 6) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 7) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 8) 資金の借入れ
 1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- 9) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 10) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

価格変動リスク（株価変動リスク）

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた株式の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むこと

があります。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の株式を実質的な投資対象としますが、そうした株式の価格は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する株価と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。すなわち、実質的に組入れた有価証券等の価格が表示通貨建てでは値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建ての評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済成長、物価上昇率、財政収支、国際収支、外貨準備高等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。

また政治不安、社会不安や対外関係の悪化が金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化（格付けの低下）、経営不安・破綻、金融危機、経済危機等が起こりやすいリスクもあります。また決済の遅延・不能や決済制度上の問題も生じやすい面があります。さらに大きな政策転換、海外からの投資に対する規制や外国人投資家に対する課税の強化・導入、外国への送金・資産凍結などの規制の強化・導入、金融商品取引所・市場の閉鎖や取引規制、クーデター、政治体制の大きな変化、戦争、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリーリスクを伴います。

信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起こりやすいリスクがあります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

その他の留意点

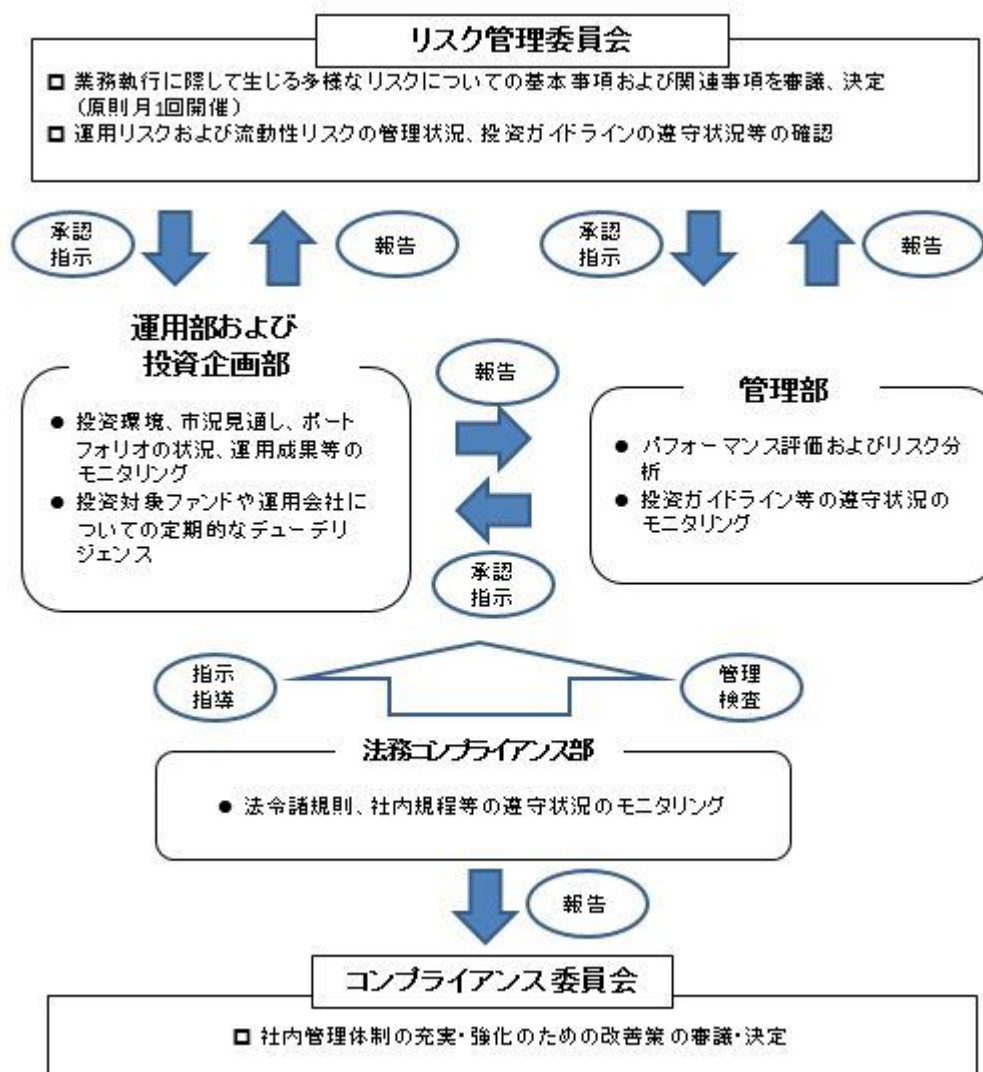
- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- 2) 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 3) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 4) 当ファンドの基準価額は、組入れた投資信託証券の価格が当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。
- 5) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。

6) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) リスク管理体制

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

- ・ 当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会の下で一元的に管理する体制となっております。管理部、運用部等から報告されるモニタリング結果等がリスク管理委員会に集約され、その管理状況について確認が行われます。また、管理方法等に改善の必要が認められた場合には、リスク管理委員会は関係部に必要な措置を行うよう指示します。
- ・ 運用部は、投資環境、市況見通し、ポートフォリオの状況、ならびに運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行います。原則として月次にて運用計画の見直しを行い、投資政策委員会の承認を経て、投資対象資産への投資割合および資金動向等を総合的に判断・決定します。その上で、運用の指図を行い、トレーディング室がその執行を行います。また、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行い、当該流動性リスクを適切に管理します。
- ・ 投資対象とするファンド及びその運用会社（運用権限の委託を行う場合にはその運用委託先）に関する調査・分析などのデューデリジェンスは、投資企画部が定期的に行っており、投資先ファンドのパフォーマンスなどの運用状況や運用会社（または運用委託先）の経営状況／運用体制など、デューデリジェンス結果を投資政策委員会に報告すると共に確認を行います。
- ・ 管理部は、当社におけるリスク管理を所管し、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、法令、約款、投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、その結果を、リスク管理委員会に報告します。また、流動性リスク管理について規程を定め、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理委員会へ報告します。
- ・ 法務コンプライアンス部は、運用に関連する社内規程、関連する法令諸規則等の遵守状況についてモニタリングを行い、コンプライアンス委員会に報告します。重大な事案については、コンプライアンス委員会で審議され、必要に応じて決定した改善策について関係部に指示を行い、社内管理体制の充実・強化を図っています。



上記体制は、2022年8月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

<フラトン・ファンド・マネジメント>

リスク管理体制は役員会レベルの監査・リスク委員会によって監督されます。

コンプライアンスリスクのモニター、コントロール、管理は、インベストメント・コンプライアンスのトレーディング・ポートフォリオ・モニタリングチームによって行われます。

リスクチームは監査・リスク委員会とチーフ・エグゼクティブ・オフィサーにレポートを行います。

なお、市場リスクのモニターはリスクチームが行っております。

上記体制等は、2022年8月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

[投資リスク]

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※分配金再投資基準価額は、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2017年9月末を10,000として指数化しております。

※年間騰落率は、2017年9月から2022年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラス^(※)との騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	74.7	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値	△24.3	△16.0	△12.4	△19.4	△3.5	△4.5	△9.4
平均値	12.1	8.3	16.2	9.9	0.1	3.5	2.5

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2017年9月から2022年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

(※)各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)
 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証をいたしません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広くに網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPMリサーチ又は株式会社JPMリサーチの関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.85%（税抜3.5%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。

- ・＜自動けいぞく投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（１口当たり）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

（３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞		
当ファンド	1.232% （税抜1.12%）	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額が日々計上されます。
投資対象とする投資信託証券	0.9%	投資運用等の対価です。
実質的負担	2.132%程度（税込）	

- ・投資先ファンドの運用報酬（純資産総額に対して年率0.9%）を加えた実質的な信託（運用）報酬（税込・年率）の概算値は、年2.132%程度です。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第１ ファンドの状況 - 2 投資方針 - （２）投資対象」 - 「投資先ファンドの概要」をご覧ください。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）	合計 1.232% （1.12%）	役務の内容
委託会社	0.407% （0.37%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	0.770% （0.70%）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。
受託会社	0.055% （0.05%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

括弧内は税抜です。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は日々計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末（休業日の場合は翌営業日）または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。（ただし、これらに限定されるものではありません。）

- （ａ）株式等の売買委託手数料
- （ｂ）外貨建資産の保管費用
- （ｃ）借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- （ｄ）信託財産に関する租税
- （ｅ）信託財産に係る監査費用等

（f）その他信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）

（a）から（d）記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、（e）記載の費用に関しては、監査に係る手数料等（年額682,000円（税込））が日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから監査法人に支払われます。

（f）記載の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支払われます。ただし、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とします。

また、投資先ファンドにおいて保管報酬、事務代行報酬、登録、および名義書換代行報酬等、ならびに監査報酬、有価証券等の売買手数料等の運営および一般管理費が別途投資先ファンドから支払われます。

その他の手数料等につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

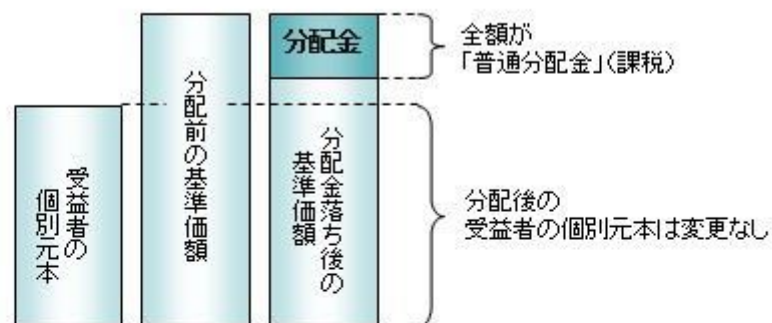
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

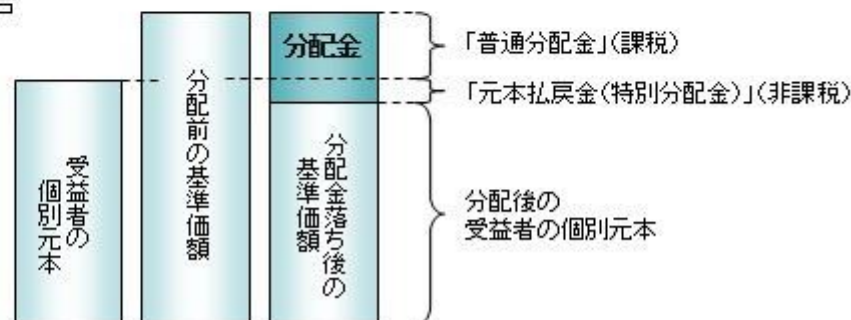
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2022年8月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【新生・フラトンV P I Cファンド】

以下の運用状況は2022年 8月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	3,539,306,503	98.12
親投資信託受益証券	日本	4,670,603	0.13
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	63,016,679	1.75
合計(純資産総額)		3,606,993,785	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (％)
ケイマン	投資信託受益証券	Fullerton VPIC Fund Class A	189,107.71	18,392	3,478,201,547	18,715.82	3,539,306,503	98.12
日本	親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザーファンド	4,607,481	1.0137	4,670,603	1.0137	4,670,603	0.13

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.12
親投資信託受益証券	0.13
合計	98.25

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第6計算期間末 (2013年 8月26日)	4,544	4,544	0.5991	0.5991

第7計算期間末	(2014年 8月26日)	5,239	5,239	0.7825	0.7825
第8計算期間末	(2015年 8月26日)	4,486	4,486	0.8251	0.8251
第9計算期間末	(2016年 8月26日)	4,152	4,152	0.8363	0.8363
第10計算期間末	(2017年 8月28日)	4,835	4,835	1.0892	1.0892
第11計算期間末	(2018年 8月27日)	4,414	4,612	1.1137	1.1637
第12計算期間末	(2019年 8月26日)	3,241	3,241	0.9407	0.9407
第13計算期間末	(2020年 8月26日)	3,822	3,822	1.0677	1.0677
第14計算期間末	(2021年 8月26日)	4,088	4,088	1.4936	1.4936
第15計算期間末	(2022年 8月26日)	3,549	3,549	1.5145	1.5145
	2021年 8月末日	4,108	—	1.5011	—
	9月末日	4,029	—	1.4990	—
	10月末日	3,994	—	1.5619	—
	11月末日	3,826	—	1.5156	—
	12月末日	3,686	—	1.4876	—
	2022年 1月末日	3,600	—	1.4845	—
	2月末日	3,559	—	1.4651	—
	3月末日	3,683	—	1.5271	—
	4月末日	3,632	—	1.5090	—
	5月末日	3,536	—	1.4679	—
	6月末日	3,612	—	1.5162	—
	7月末日	3,402	—	1.4474	—
	8月末日	3,606	—	1.5403	—

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第6期	2012年 8月28日～2013年 8月26日	0.0000
第7期	2013年 8月27日～2014年 8月26日	0.0000
第8期	2014年 8月27日～2015年 8月26日	0.0000
第9期	2015年 8月27日～2016年 8月26日	0.0000
第10期	2016年 8月27日～2017年 8月28日	0.0000
第11期	2017年 8月29日～2018年 8月27日	0.0500
第12期	2018年 8月28日～2019年 8月26日	0.0000
第13期	2019年 8月27日～2020年 8月26日	0.0000
第14期	2020年 8月27日～2021年 8月26日	0.0000
第15期	2021年 8月27日～2022年 8月26日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第6期	2012年 8月28日～2013年 8月26日	38.84

第7期	2013年 8月27日～2014年 8月26日	30.61
第8期	2014年 8月27日～2015年 8月26日	5.44
第9期	2015年 8月27日～2016年 8月26日	1.36
第10期	2016年 8月27日～2017年 8月28日	30.24
第11期	2017年 8月29日～2018年 8月27日	6.84
第12期	2018年 8月28日～2019年 8月26日	15.53
第13期	2019年 8月27日～2020年 8月26日	13.50
第14期	2020年 8月27日～2021年 8月26日	39.89
第15期	2021年 8月27日～2022年 8月26日	1.40

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第6期	2012年 8月28日～2013年 8月26日	252,397,416	1,817,297,541
第7期	2013年 8月27日～2014年 8月26日	480,784,397	1,371,109,268
第8期	2014年 8月27日～2015年 8月26日	348,038,459	1,605,645,552
第9期	2015年 8月27日～2016年 8月26日	80,108,753	552,540,775
第10期	2016年 8月27日～2017年 8月28日	670,956,861	1,197,315,747
第11期	2017年 8月29日～2018年 8月27日	732,440,467	1,208,427,753
第12期	2018年 8月28日～2019年 8月26日	218,180,895	735,030,720
第13期	2019年 8月27日～2020年 8月26日	611,210,829	477,880,701
第14期	2020年 8月27日～2021年 8月26日	179,664,185	1,021,866,866
第15期	2021年 8月27日～2022年 8月26日	106,702,806	500,673,628

（参考）

新生 ショートターム・マザーファンド

以下の運用状況は2022年 8月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	19,800,732	74.18
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	6,893,153	25.82
合計(純資産総額)		26,693,885	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第1086回国庫 短期証券	19,800,000	100.02	19,804,653	100.00	19,800,732	—	2022/9/12	74.18

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	74.18
合計	74.18

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

運用実績

(2022年8月末現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後の値です。

※「分配金再投資基準価額」とは、基準価額に収益分配金（課税前）を、その分配が行われる日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、委託会社が公表している基準価額とは異なります。

※上記グラフの2008年10月8日から2009年1月6日までの期間は暫定の基準価額・純資産に基づいておりますのでご注意ください。

分配の推移

決算期	分配金
2022年8月	0円
2021年8月	0円
2020年8月	0円
2019年8月	0円
2018年8月	500円
設定来累計	500円

※上記分配金は1万口当たり、課税前です。

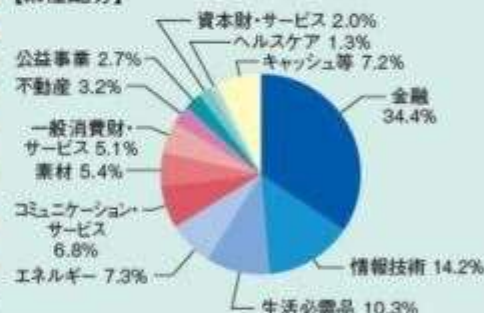
主要な資産の状況

※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

【組入上位銘柄】

	銘柄名	国	業種	組入比率
1	FPT	ベトナム	情報技術	8.5%
2	ICICI銀行	インド	金融	5.3%
3	HDFC銀行	インド	金融	5.1%
4	ベトナム外商银行	ベトナム	金融	5.1%
5	軍隊商業銀行	ベトナム	金融	4.9%
6	リライアンス・インダストリーズ	インド	エネルギー	3.9%
7	パーティ・エアテル	インド	コミュニケーションサービス	3.4%
8	騰訊(テンセント・ホールディングス)	中国	コミュニケーションサービス	3.4%
9	中国建設銀行	中国	金融	3.1%
10	インフォシス	インド	情報技術	3.1%

【業種配分】



※【組入上位銘柄】および【業種配分】の比率は投資先ファンドの純資産総額をもとに算出した比率です。

※上記の業種はMSCI/S&P GICS*の業種区分に基づいています。

*MSCI/S&P GICSとは、スタンダード・amp・プアーズとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準（Global Industry Classification Standard=GICS）のことです。

年間収益率の推移 <暦年ベース>

※当ファンドにベンチマークはありません。



※ファンドの収益率は、課税前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。

※2022年は年初来8月末までの収益率を表示しています。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（１）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（２）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜自動けいぞく投資コース＞と＜一般コース＞の２通りがあります。

ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜自動けいぞく投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜一般コース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（３）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（４）取扱時間

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（５）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- シンガポールの銀行休業日およびその前営業日
- ホーチミン証券取引所の休業日
- パキスタン証券取引所の休業日
- ボンベイ証券取引所の休業日
- 香港証券取引所の休業日

（６）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（７）申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜新生インベストメント・マネジメント株式会社＞

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448（投資信託部）

受付時間：営業日の9時～17時

（８）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（９）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（３）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- シンガポールの銀行休業日およびその前営業日
- ホーチミン証券取引所の休業日
- パキスタン証券取引所の休業日
- ボンベイ証券取引所の休業日
- 香港証券取引所の休業日

（４）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（５）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448（投資信託部）

受付時間：営業日の9時～17時

（６）手取額

- 1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
- 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
- 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して8営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

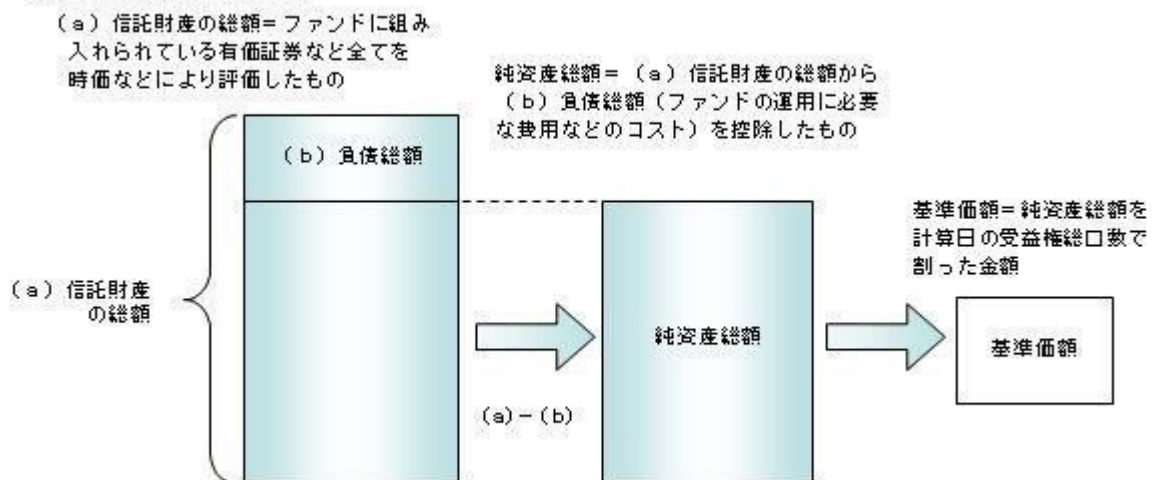
3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448（投資信託部）

受付時間：営業日の9時～17時

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2007年9月28日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年8月27日から翌年8月26日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）やむを得ない事情が発生したとき

- 2）この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3）この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（１ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合

ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）

ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

- 5）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

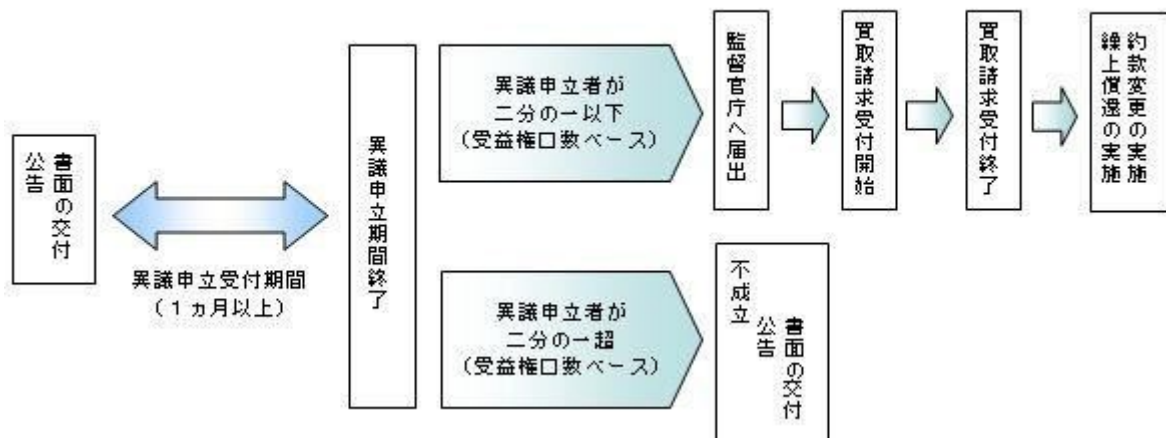
信託約款の変更

- 1）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2）この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3）この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

- 1）繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2）委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3）なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞



公告

- 1) 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.shinsei-investment.com/>

- 2) 1)の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を原則として知れている受益者に対して交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(4) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更などを行なう場合には、異議申立てにおいて当該解約または重大な約款の変更などに反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間（令和3年8月27日から令和4年8月26日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人ト・マツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【新生・フラトンV P I Cファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第14期 （令和 3年 8月26日現在）	第15期 （令和 4年 8月26日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	84,661,833	93,915,358
投資信託受益証券	4,027,217,095	3,478,201,547
親投資信託受益証券	4,675,210	4,670,603
未収入金	40,000,000	-
流動資産合計	4,156,554,138	3,576,787,508
資産合計	4,156,554,138	3,576,787,508
負債の部		
流動負債		
未払解約金	40,813,148	3,953,410
未払受託者報酬	1,132,321	970,352
未払委託者報酬	24,231,579	20,765,511
未払利息	162	180
その他未払費用	1,564,090	1,559,466
流動負債合計	67,741,300	27,248,919
負債合計	67,741,300	27,248,919
純資産の部		
元本等		
元本	2,737,644,050	2,343,673,228
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,351,168,788	1,205,865,361
元本等合計	4,088,812,838	3,549,538,589
純資産合計	4,088,812,838	3,549,538,589
負債純資産合計	4,156,554,138	3,576,787,508

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第14期 （自令和 2年 8月27日 至令和 3年 8月26日）	第15期 （自令和 3年 8月27日 至令和 4年 8月26日）
営業収益		
有価証券売買等損益	1,414,105,011	100,979,845
営業収益合計	1,414,105,011	100,979,845
営業費用		
支払利息	56,049	41,371
受託者報酬	2,239,312	2,038,846
委託者報酬	47,921,074	43,631,264
その他費用	3,159,796	3,129,523
営業費用合計	53,376,231	48,841,004
営業利益又は営業損失（ ）	1,360,728,780	52,138,841
経常利益又は経常損失（ ）	1,360,728,780	52,138,841
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,360,728,780	52,138,841
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	231,749,130	4,245,597
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	242,253,699	1,351,168,788
剰余金増加額又は欠損金減少額	52,356,420	51,979,169
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	52,356,420	51,979,169
剰余金減少額又は欠損金増加額	72,420,981	245,175,840
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	72,420,981	245,175,840
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,351,168,788	1,205,865,361

（ ３ ）【注記表】
 （ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

項目	第15期 (自令和 3年 8月27日 至令和 4年 8月26日)
有価証券の評価基準及び評価方法	(１) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額に基づいて評価しております。 (２) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額に基づいて評価しております。

（ 貸借対照表に関する注記 ）

項目	第14期 (令和 3年 8月26日現在)	第15期 (令和 4年 8月26日現在)
1 . 投資信託財産に係る元本の状況	期首元本額 3,579,846,731円 期中追加設定元本額 179,664,185円 期中一部解約元本額 1,021,866,866円	期首元本額 2,737,644,050円 期中追加設定元本額 106,702,806円 期中一部解約元本額 500,673,628円
2 . 計算期間の末日における受益権総数	2,737,644,050口	2,343,673,228口
3 . 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 -円	元本の欠損 -円
4 . 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.4936円 (10,000口当たり純資産額) (14,936円)	1口当たり純資産額 1.5145円 (10,000口当たり純資産額) (15,145円)

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

項目	第14期 (自令和 2年 8月27日 至令和 3年 8月26日)	第15期 (自令和 3年 8月27日 至令和 4年 8月26日)
1 . 分配金の計算過程	費用控除後の配当等収益額 -円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 1,060,388,746円 収益調整金 196,343,841円 分配準備積立金 333,404,425円 当ファンドの分配対象収益額 1,590,137,012円	費用控除後の配当等収益額 -円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 47,892,520円 収益調整金 218,902,697円 分配準備積立金 1,144,380,811円 当ファンドの分配対象収益額 1,411,176,028円

	当ファンドの期末残存口数 2,737,644,050口 10,000口当たり収益分配対 5,808.41円 象額 10,000口当たり分配金 -円 分配金 -円	当ファンドの期末残存口数 2,343,673,228口 10,000口当たり収益分配対 6,021.20円 象額 10,000口当たり分配金 -円 分配金 -円
2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額	当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。	当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

第14期 (自令和 2年 8月27日 至令和 3年 8月26日)	第15期 (自令和 3年 8月27日 至令和 4年 8月26日)
1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、株価変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、株価変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。	3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

第14期 (令和 3年 8月26日現在)	第15期 (令和 4年 8月26日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券	2 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
 売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第14期 （ 令和 3年 8月26日現在 ）	第15期 （ 令和 4年 8月26日現在 ）
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,195,661,198	89,565,363
親投資信託受益証券	5,069	4,607
合計	1,195,656,129	89,560,756

（デリバティブ取引に関する注記）
 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第14期 （ 自令和 2年 8月27日 至令和 3年 8月26日 ）	第15期 （ 自令和 3年 8月27日 至令和 4年 8月26日 ）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第15期 （ 自令和 3年 8月27日 至令和 4年 8月26日 ）
該当事項はありません。

（ 4 ）【附属明細表】

第1 有価証券明細表（令和4年8月26日現在）

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評価額	備考
投資信託受益証券	Fullerton VPIC Fund Class A	189,107.710	3,478,201,547	
投資信託受益証券合計		189,107.710	3,478,201,547	
親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザーファンド	4,607,481	4,670,603	
親投資信託受益証券合計		4,607,481	4,670,603	
合 計			3,482,872,150	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

（参考）

本報告書の開示対象ファンド（新生・フラトンVPICファンド）（以下「当ファンド」という。）は、ケイマン籍円建て外国投資信託である「Fullerton VPIC Fund Class A」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、同外国投資信託の受益証券であります。主要投資対象である同外国投資信託の計算期間末日（令和3年12月31日）時点で、現地の法律に基づいた同外国投資信託の財務諸表が作成され、監査を受けた財務諸表を委託会社が管理会社より入手し、原文の一部を翻訳しております。

また、当ファンドは、「新生 ショートターム・マザーファンド」（以下「マザーファンド」という。）の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。当ファンドの計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象外であります。

新生 ショートターム・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）	
（令和 4年 8月26日現在）	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	6,893,228
国債証券	19,800,930
流動資産合計	26,694,158
資産合計	26,694,158
負債の部	
流動負債	
未払利息	13
流動負債合計	13
負債合計	13
純資産の部	
元本等	
元本	26,333,083
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	361,062
元本等合計	26,694,145
純資産合計	26,694,145
負債純資産合計	26,694,158

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自令和 3年 8月27日 至令和 4年 8月26日）
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格又は価格情報会社の提供する価格で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	令和 4年 8月26日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	期首元本額 41,123,066円 期中追加設定元本額 -円 期中一部解約元本額 14,789,983円 期末元本額 26,333,083円 元本の内訳* 新生・ＵＴＩインドファンド 731,115円 新生・フラトンＶＰＩＣファンド 4,607,481円 新生・ＵＴＩインドインフラ関連株式ファンド 7,097,650円 米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース 982,125円 米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式＆通貨コース 11,738,982円 新生・ワールドラップ・セレクト 982,415円 早期償還条項付・新興国債券戦略１９１２ 98,348円 ＥＳＧフォーカス コムジエスト・クオリティグロース・日本株式ファンド 29,160円 ＥＳＧフォーカス コムジエスト・クオリティグロース・世界株式ファンド 65,807円
2. 計算日における受益権総数	26,333,083口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 -円
4. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0137円 (10,000口当たり純資産額) (10,137円)

（注）＊は本マザーファンドを投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

（自令和 3年 8月27日 至令和 4年 8月26日）
1 金融商品に対する取組方針 本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、国債証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会 はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

（令和 4年 8月26日現在）	
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。
2 時価の算定方法	国債証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
 売買目的有価証券

（単位：円）

種類	（令和 4年 8月26日現在）
	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	3,723
合計	3,723

(注)当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首から計算日までの期間に対応するものであります。

（デリバティブ取引に関する注記）
 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自令和 3年 8月27日 至令和 4年 8月26日）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自令和 3年 8月27日 至令和 4年 8月26日）
該当事項はありません。

附属明細表

第 1 有価証券明細表（令和 4年 8月26日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第 1 0 8 6 回国庫短期証券	19,800,000	19,800,930	
合計		19,800,000	19,800,930	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第 4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第 5 商品明細表

該当事項はありません。

第 6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第 7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第 8 借入金明細表

該当事項はありません。

FULLERTON VPIC FUND

包括利益計算書

（2021年12月31日に終了した会計期間）

	2021年度 日本円 (単位：千)	2020年度 日本円 (単位：千)
利益		
利息収入	21	111
配当金収入	86,710	65,491
外国為替純利益/(損失)	12,959	(937)
損益を通じて公正価値で評価される 金融資産および金融負債における 公正価値の純変動額	836,735	695,717
純利益合計	936,425	760,382
費用		
監査報酬	2,320	2,222
保管報酬	1,904	1,572
運用費用	36,459	31,748
取引費用	9,641	9,140
受託会社報酬	1,135	1,043
評価報酬	2,839	2,607
その他の営業費用	8,960	3,168
	63,258	51,500
税引前利益	873,167	708,882
法人所得税等	(19,188)	(6,595)
税引後当期純利益	853,979	702,287

HSBC Trustee (Cayman) Limited

を代表して

2022年6月28日

Fullerton Fund Management Company Ltd

を代表して

2022年6月28日

FULLERTON VPIC FUND

財政状態計算書

（2021年12月31日現在）

	2021年度 日本円 (単位：千)	2020年度 日本円 (単位：千)
資産		
損益を通じて公正価値で評価される金融資産	3,617,414	3,948,847
未収分配金	3,500	7,167
現金および現金同等物	114,121	94,828
資産合計	3,735,035	4,050,842

株式

サブファンドの受益者に帰属する純資産

3,690,837

4,036,858

株式合計

3,690,837

4,036,858

負債**流動負債**

受益証券保有者への支払金

30,000

-

未払費用およびその他の未払金

14,198

13,984

負債合計

44,198

13,984

純資産

3,735,035

4,050,842

HSBC Trustee (Cayman) Limited

を代表して

2022年6月28日

Fullerton Fund Management Company Ltd

を代表して

2022年6月28日

FULLERTON VPIC FUND

株式資本変動計算書

（2021年12月31日に終了した会計期間）

	2021年		2020年	
	株式数	日本円 (単位：千)	株式数	日本円 (単位：千)
期首現在の受益者に帰属する 純資産額（終値）	272,663	4,036,858	294,000	3,629,571
受益証券発行	-	-	18,020	210,000
受益証券解約	(69,965)	(1,200,000)	(39,357)	(505,000)
受益証券取引による純減少額	(69,965)	(1,200,000)	(21,337)	(295,000)
当期包括利益総額		853,979		702,287
期末現在の受益者に帰属する 純資産額（終値）	202,698	3,690,837	272,663	4,036,858
一口当たり純資産価額		JPY18,208.52		JPY14,805.30

FULLERTON VPIC FUND

キャッシュフロー計算書

（2021年12月31日に終了した会計期間）

	2021年度 日本円 (単位：千)	2020年度 日本円 (単位：千)
営業活動によるキャッシュフロー		
税引後当期利益	853,979	702,287
調整		
源泉徴収税	19,188	6,595

利息収入	(21)	(111)
配当金収入	(86,710)	(65,491)
非営業活動における現金および 現金同等物の為替の影響	(12,959)	937
運転資本増減前の営業活動による キャッシュフロー	773,477	644,217
営業資産および負債の変動		
損益を通じて公正価値で評価される		
金融資産の純変動額	331,433	(487,281)
仲介業者未収金の純変動額	-	37,138
その他の負債の純変動額	214	636
営業活動によるキャッシュフロー	1,105,124	194,710
受取配当金（税引後）	80,060	58,397
受取利息	21	111
法人所得税	(8,871)	-
営業活動による純キャッシュフロー	1,176,334	253,218
財務活動によるキャッシュフロー		
持分株式発行による受取額	-	210,000
持分株式解約による支払額	(1,170,000)	(535,000)
財務活動による純キャッシュフロー	(1,170,000)	(325,000)
現金および現金同等物の純増加額/(減少額)	6,334	(71,782)
現金および現金同等物の期首残高	94,828	167,547
現金および現金同等物の為替の影響	12,959	(937)
現金および現金同等物の期末残高	114,121	94,828

< 参考情報 > Fullerton VPIC Fund Class A 組入れ資産の明細（2022年8月末現在）

銘柄	株数	外貨建評価額	邦貨建評価額	構成比（％）	業種
ベトナム	百株	千ベトナム・ドン	千円		
FPT CORP	5,900	50,976,000	302,406	8.54%	情報技術
JSC BANK FOR FOREIGN TRADE OF VIETNAM	3,522	30,287,136	179,673	5.08%	金融
MILITARY COMMERCIAL JOINT	12,480	29,515,200	175,094	4.95%	金融
VINHOMES JSC	2,340	14,016,600	83,151	2.35%	不動産
MASAN GROUP CORP	1,052	11,964,424	70,977	2.01%	生活必需品
VIET NAM DAIRY PRODUCTS JSC	1,320	10,032,000	59,513	1.68%	生活必需品
HOA PHAT GROUP JSC	4,145	9,553,073	56,672	1.60%	素材
SAIGON SECURITIES INC	3,351	8,026,795	47,618	1.35%	金融
小計	株数、金額	34,110	164,371,227	975,103	
	銘柄数 < 比率 >	8	-	-	< 27.55% >
パキスタン	百株	千パキスタン・ルピー	千円		
ENGRO CO LTD	6,006	143,851	90,949	2.57%	素材
UNITED BANK LTD	7,500	87,263	55,171	1.56%	金融
PAKISTAN OIL FIELDS LTD	2,033	86,001	54,374	1.54%	エネルギー
MCB BANK LTD	5,020	60,014	37,943	1.07%	金融
PAKISTAN PETROLEUM LTD	6,073	41,436	26,198	0.74%	エネルギー
PAKISTAN STATE OIL CO LTD	2,228	37,648	23,803	0.67%	エネルギー

HUB POWER COMPANY LTD		5,605	36,376	22,998	0.65%	公益事業
OIL & GAS DEVELOPMENT CO LTD		3,280	26,654	16,852	0.48%	エネルギー
小計	株数、金額	37,746	519,243	328,287		
	銘柄数＜比率＞	8	-	-	< 9.28% >	
インド		百株	千インド・ ルピー	千円		
ICICI BANK LTD		1,220	108,251	189,279	5.35%	金融
HDFC BANK LTD		700	104,027	181,894	5.14%	金融
RELIANCE INDUSTRIES LTD		300	79,139	138,376	3.91%	エネルギー
BHARTI AIRTEL LTD		950	69,027	120,696	3.41%	コミュニケーション・ サービス
INFOSYS TECHNOLOGIES LTD		415	61,957	108,334	3.06%	情報技術
HINDUSTAN UNILEVER LTD		230	61,177	106,969	3.02%	生活必需品
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE		220	53,821	94,107	2.66%	金融
TATA CONSULTANCY SERVICES LTD		130	41,745	72,992	2.06%	情報技術
TITAN CO LTD		120	31,256	54,652	1.54%	一般消費財・サービス
LARSEN & TOUBRO LTD		160	30,760	53,785	1.52%	資本財・サービス
DABUR INDIA LTD		360	21,010	36,736	1.04%	生活必需品
MARUTI SUZUKI INDIA LTD		12	10,935	19,120	0.54%	一般消費財・サービス
BHARTI AIRTEL - PARTLY PAID		32	1,113	1,946	0.05%	コミュニケーション・ サービス
小計	株数、金額	4,849	674,216	1,178,888		
	銘柄数＜比率＞	13	-	-	< 33.31% >	
中国		百株	千中国人民元	千円		
CHINA YANGTZE POWER CO LTD-A		1,529	3,560	71,401	2.02%	公益事業
KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A		16	2,992	60,010	1.70%	生活必需品
IMEIK TECHNOLOGY DEVELOPME-A		30	1,656	33,213	0.94%	ヘルスケア
YUNNAN BOTANEE BIO-TECHNOL-A		84	1,572	31,539	0.89%	生活必需品
YUNNAN ENERGY NEW MATERIAL-A		79	1,533	30,754	0.87%	素材
LONGI GREEN ENERGY TECHNOL-A		170	898	18,003	0.51%	情報技術
SHENZHEN INOVANCE TECHNOLO-A		145	847	16,978	0.48%	資本財・サービス
		百株	千香港ドル	千円		
TENCENT HOLDINGS LTD		209	6,763	119,717	3.38%	コミュニケーション・ サービス
CHINA CONSTRUCTION BANK CO		12,800	6,208	109,888	3.10%	金融
MEITUAN DIANPING-CLASS B		320	5,920	104,790	2.96%	一般消費財・サービス
CHINA MERCHANTS BANK CO LTD		925	3,686	65,248	1.84%	金融
PING AN INSURANCE GROUP COMPANY OF CHINA LTD		700	3,217	56,936	1.61%	金融
CHINA RESOURCES LAND LTD		500	1,603	28,366	0.80%	不動産
HONG KONG EXCHANGES & CLEAR		45	1,424	25,203	0.71%	金融
ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H		900	812	14,370	0.41%	素材
WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC		100	699	12,373	0.35%	ヘルスケア
JD.COM INC - CL A		6	152	2,685	0.08%	一般消費財・サービス
小計	株数、金額	18,558	千中国人民元：12,211 千香港ドル：30,483	801,473		
	銘柄数＜比率＞	17	-	-	< 22.64% >	
合計	株数、金額	95,263	-	3,283,751		
	銘柄数＜比率＞	46	-	-	< 92.78% >	

（注１）評価額(日本円)は、2022年8月末現在の評価額です。

（注２）構成比(%)は、資産(ネット)に対する市場価格構成比です。

（注３）上記業種は、MSCI/S&P GICSの業種区分に基づいています。

（注４）データ提供元：HSBC Trustee (Cayman) Limited（同社は投資先ファンドの管理会社です。）

（注５）銘柄明細は、Fullerton VPIC Fund Class Aについての情報です。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2022年 8月31日現在です。

【新生・フラトンV P I Cファンド】

【純資産額計算書】

資産総額	3,611,452,518円
負債総額	4,458,733円
純資産総額（ - ）	3,606,993,785円
発行済口数	2,341,683,494口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5403円

（参考）

新生 ショートターム・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	26,693,897円
負債総額	12円
純資産総額（ - ）	26,693,885円
発行済口数	26,333,083口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0137円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている

振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2022年8月末現在の委託会社の資本金の額：	495,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	39,600株
発行済株式総数：	9,900株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項なし

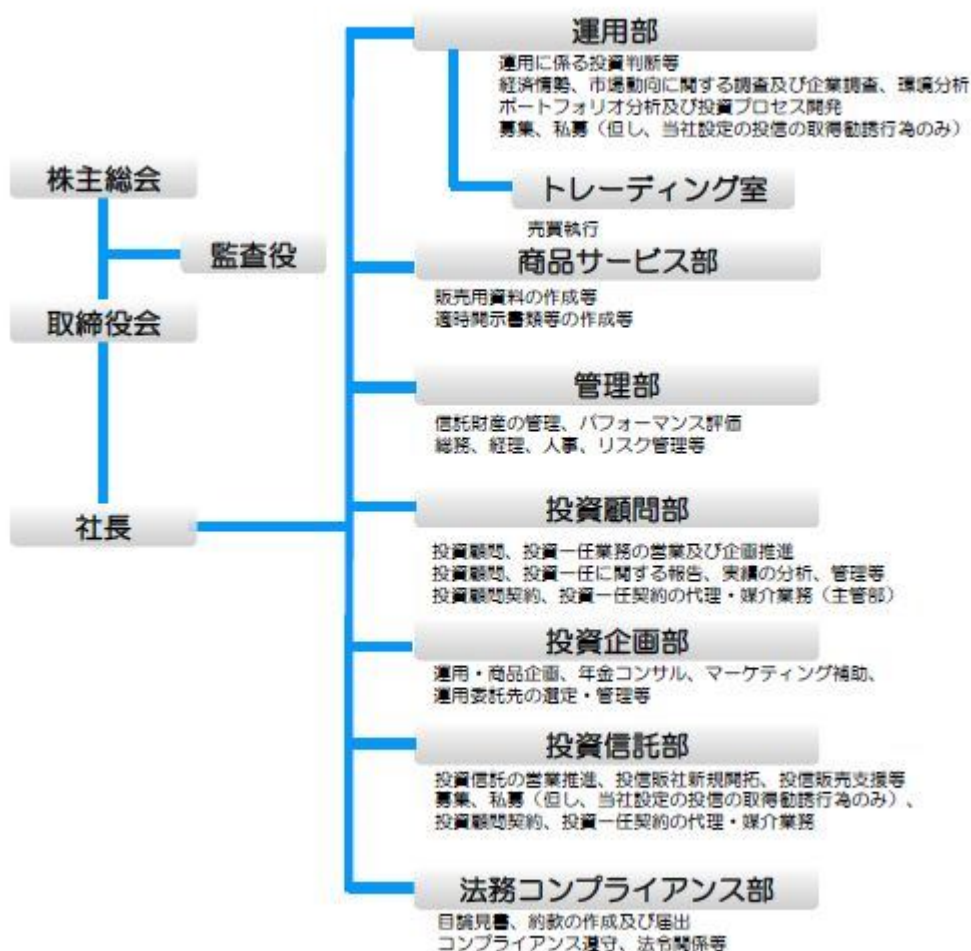
（2）会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

* 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



（３）投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、運用部長、管理部長、投資企画部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者をもって構成し、投資信託の運用に関わる審議事項については投資信託部長および商品サービス部長、投資顧問の運用に関わる審議事項については投資顧問部長がこれに加わります。

運用部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

上記体制は2022年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務および第二種金融商品取引業に係る業務を行っています。

2022年8月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計182本（追加型投資信託60本、単位型投資信託122本）であり、純資産の総額は539,010百万円（百万円未満切捨）です。

３【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

財務諸表

（１）【貸借対照表】

期別		第20期 (2021年3月31日現在)		第21期 (2022年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（資産の部）					
流動資産					
預金	3		928,035		1,119,746
前払費用			9,034		8,219
未収委託者報酬			304,947		392,027
未収運用受託報酬			7,802		7,791
未収収益			4,752		4,951
立替金			15,344		17,635
流動資産計			1,269,916		1,550,370

固定資産					
有形固定資産			22,685		13,350
建物	1	21,927		8,611	
器具備品	1	757		4,738	
無形固定資産			-		1,425
ソフトウェア	2	-		1,425	
投資その他の資産			62,976		55,330
差入保証金	3	42,243		25,451	
繰延税金資産		20,733		29,879	
固定資産計			85,661		70,106
資産合計			1,355,577		1,620,476

期別		第20期 （ 2021年3月31日現在 ）		第21期 （ 2022年3月31日現在 ）	
科目	注記 番号	金額（ 千円 ）		金額（ 千円 ）	
（ 負債の部 ）					
流動負債					
未払金			223,924		318,954
未払手数料	3	157,310		207,242	
その他未払金	3	66,614		111,711	
未払費用			13,284		14,869
未払法人税等			3,109		17,853
未払消費税等			5,743		17,951
賞与引当金			48,505		41,308
役員賞与引当金			6,950		6,713
預り金			12,043		18,127
損失補填引当金			18,202		16,863
流動負債計			331,764		452,641
固定負債					
資産除去債務			32,910		18,418
固定負債計			32,910		18,418
負債合計			364,674		471,060
（ 純資産の部 ）					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		495,903		654,416	
利益剰余金合計			495,903		654,416
株主資本合計			990,903		1,149,416
純資産合計			990,903		1,149,416
負債・純資産合計			1,355,577		1,620,476

（２）【損益計算書】

期別		第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
科目	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
委託者報酬		1,388,709		1,850,193	
運用受託報酬		60,662		70,345	
その他営業収益		17,514		18,581	
営業収益計			1,466,886		1,939,121
営業費用					
支払手数料	1	701,924		898,322	
広告宣伝費		9,016		6,316	
調査費					
図書費		317		321	
調査費		203,286		261,578	
委託計算費		59,023		86,715	
営業雑経費					
通信費		1,192		1,198	
印刷費		14,949		9,326	
協会費		2,276		2,127	
その他営業雑経費		12,441		18,475	
営業費用計			1,004,429		1,284,381
一般管理費					
給料					
役員報酬		28,890		29,100	
給料・手当		165,433		162,688	
役員賞与		358		-	
賞与引当金繰入額		48,325		38,468	
役員賞与引当金繰入額		6,950		6,476	
退職給付費用		30,572		28,534	
交際費		33		13	
旅費交通費		2,577		2,367	
租税公課		25,978		37,562	
不動産賃借料		42,885		39,857	
固定資産減価償却費		2,139		1,493	
資産除去債務利息費用		669		619	
諸経費		73,132		86,623	
一般管理費計			427,945		433,805
営業利益			34,510		220,934
営業外収益					
受取利息		1		2	
為替差益		339		264	
営業外収益計			341		266
営業外費用					
損失補填引当金繰入額		18,202		1,346	
営業外費用計			18,202		1,346
経常利益			16,649		219,853
特別損失					
固定資産除却損		-		112	

特別損失計			-		112
税引前当期純利益			16,649		219,740
法人税、住民税及び事業税	1	12,871		70,373	
法人税等調整額		5,124	7,746	9,146	61,227
当期純利益			8,902		158,513

（３）【株主資本等変動計算書】

第20期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	487,000	487,000	982,000	982,000
当期変動額					
当期純利益		8,902	8,902	8,902	8,902
当期変動額合計	—	8,902	8,902	8,902	8,902
当期末残高	495,000	495,903	495,903	990,903	990,903

第21期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	495,903	495,903	990,903	990,903
当期変動額					
当期純利益		158,513	158,513	158,513	158,513
当期変動額合計	—	158,513	158,513	158,513	158,513
当期末残高	495,000	654,416	654,416	1,149,416	1,149,416

〔重要な会計方針〕

項 目	内 容				
1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定額法（ただし2016年3月までに取得したものについては定率法）によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>8～38年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>5～20年</td></tr> </table> 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。	建物	8～38年	器具備品	5～20年
建物	8～38年				
器具備品	5～20年				
2. 引当金の計上基準	賞与引当金及び役員賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、従業員及び役員に対する賞与の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する額を計上しております。 損失補填引当金 将来において発生する可能性のある損失補填に備えるため、損失の見込額を計上しております。				

3. 収益及び費用の計上基準	顧客との契約から生じる収益に関する主要な収益における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1) 委託者報酬 投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っており、委託者報酬は日々の純資産総額に対する一定の報酬率を乗じて計算され、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに受け取ります。当該報酬は信託期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 顧客との投資一任契約に基づき運用業務等を行っており、運用受託報酬は日々の契約期間の純資産総額等に対する一定の報酬率を乗じて計算され、契約で定められた6カ月毎または12カ月毎の履行期間の翌月末までに受け取ります。当該報酬は契約期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、当会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 当社は、翌会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産の額について、改正前の税法の規定に基づいております。 なお、翌会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

〔会計方針の変更〕

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

なお、財務諸表に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、財務諸表に与える影響はありません。

〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

第20期 (2021年3月31日現在)	第21期 (2022年3月31日現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 26,449千円 器具備品 11,651千円 2. 関係会社に対する資産及び負債 預金 253,724千円 差入保証金 42,243千円 未払手数料 53,141千円 その他未払金 10,247千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 26,928千円 器具備品 8,690千円 2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 75千円 3. 関係会社に対する資産及び負債 預金 330,999千円 差入保証金 25,451千円 未払手数料 31,010千円 その他未払金 56,554千円

（損益計算書関係）

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1. 関係会社との取引 支払手数料 232,588千円 法人税、住民税及び事業税(注) 10,238千円 (注) 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。	1. 関係会社との取引 支払手数料 175,665千円 法人税、住民税及び事業税(注) 56,536千円 (注) 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。

（株主資本等変動計算書関係）

（株主資本等変動計算書関係）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）																				
発行済株式に関する事項	発行済株式に関する事項																				
<table><tr><th>株式の種類</th><th>当会計 年度期首</th><th>増加</th><th>減少</th><th>当会計 年度末</th></tr><tr><td>普通株式(株)</td><td>9,900</td><td>—</td><td>—</td><td>9,900</td></tr></table>	株式の種類	当会計 年度期首	増加	減少	当会計 年度末	普通株式(株)	9,900	—	—	9,900	<table><tr><th>株式の種類</th><th>当会計 年度期首</th><th>増加</th><th>減少</th><th>当会計 年度末</th></tr><tr><td>普通株式(株)</td><td>9,900</td><td>—</td><td>—</td><td>9,900</td></tr></table>	株式の種類	当会計 年度期首	増加	減少	当会計 年度末	普通株式(株)	9,900	—	—	9,900
株式の種類	当会計 年度期首	増加	減少	当会計 年度末																	
普通株式(株)	9,900	—	—	9,900																	
株式の種類	当会計 年度期首	増加	減少	当会計 年度末																	
普通株式(株)	9,900	—	—	9,900																	

（リース取引関係）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

第20期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（1）貸借対照表計上額、時価及びその差額

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	928,035	928,035	-
未収委託者報酬	304,947	304,947	-
資産計	1,232,982	1,232,982	-
未払手数料	157,310	157,310	-
その他未払金	66,614	66,614	-
負債計	223,924	223,924	-

（2）時価の算定方法

資 産預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当

該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

（４）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	５年超
預金	928,035	-
未収委託者報酬	304,947	-
合計	1,232,982	-

第21期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

１．金融商品の状況に対する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、１年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

預金、未収委託者報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

（有価証券関係）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。
-------------------------------------	-------------------------------------

（セグメント情報等）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 2. 関連情報 （1）サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 （2）地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。 （3）主要な顧客ごとの情報 投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。	1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 2. 関連情報 （1）サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 （2）地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。 （3）主要な顧客ごとの情報 投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

（資産除去債務関係）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
---------------------------------------	---------------------------------------

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	見積りの変更による増減額	期末残高
32,241	—	669	—	32,910

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

当会計年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用が当初見積額を下回る見込みであることが明らかになったことから、変更前の資産除去債務残高に見積りの変更による影響額15,111千円を減算しております。

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	見積りの変更による増減額	期末残高
32,910	—	619	15,111	18,418

(関連当事者情報)

第20期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	232,588	未払 手数料	53,141
							連結法人税額 のうち連結納 税親会社への 支出	10,238	その他 未払金	10,238

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第21期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
----	--------	-----	-------------------	---------------	--------------------	---------------	-------	--------------	----	------------------

親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	162,779	未払 手数料	14,124
							連結法人税額 のうち連結納 税親会社への 支出	56,536	その他 未払金	56,536

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所プライム市場に上場）

SBI地銀ホールディングス株式会社（東京証券取引所プライム市場に上場）

株式会社新生銀行（東京証券取引所スタンダード市場に上場）

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第20期 (2021年3月31日)	第21期 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注2)	17,807千円	17,807千円
未払事業税	884千円	3,937千円
未払事業所税	259千円	234千円
賞与引当金等	17,059千円	14,518千円
資産除去債務	10,077千円	5,639千円
損失補填引当金	5,573千円	5,163千円
その他	2,104千円	2,483千円
繰延税金資産小計	53,765千円	49,785千円
税務上の繰越欠損金に係る		
評価性引当額	17,807千円	13,990千円
将来減算一時差異等の合計に係る		
評価性引当額	10,353千円	5,915千円
評価性引当額小計(注1)	28,160千円	19,906千円
繰延税金資産合計	25,604千円	29,879千円
繰延税金負債		
建物（除去費用）	4,734千円	— 千円
その他	137千円	— 千円
繰延税金負債合計	4,871千円	— 千円
差引：繰延税金資産の純額	20,733千円	29,879千円

(注) 1. 評価性引当額が8,254千円減少しております。この減少の主な要因は、資産除去債務に係る評価性引当額が減少したこと及び税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

第20期（2021年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	8,403	9,403	—	—	—	17,807
評価性引当額	—	8,403	9,403	—	—	—	17,807
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

第21期（2022年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（b）	8,403	9,403	—	—	—	—	17,807
評価性引当額	4,586	9,403	—	—	—	—	13,990
繰延税金資産	3,816	—	—	—	—	—	3,816

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第20期 (2021年3月31日)	第21期 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
住民税均等割	1.74%	0.13%
交際費等永久に損金に算入されない項目	12.84%	0.94%
評価性引当額の増減	1.23%	3.76%
その他	0.09%	0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.53%	27.86%

（収益認識関係）

第21期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報については、重要な会計方針「3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たっては、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

（退職給付関係）

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

（1株当たり情報）

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額 100,091円23銭 1株当たり当期純利益 899円27銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	1株当たり純資産額 116,102円68銭 1株当たり当期純利益 16,011円44銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

（重要な後発事象）

第21期
（自 2021年4月1日
至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （２）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- （４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- （５）上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名 称	資本金の額 (2022年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2022年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受

託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

名 称	資本金の額 (2022年3月末現在)	事業の内容
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
auカブコム証券株式会社	7,196百万円	
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社 S B I 証券	48,323百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
ばんせい証券株式会社	1,558百万円	
フィデリティ証券株式会社	11,757百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
丸近證券株式会社	200百万円	
楽天証券株式会社	17,495百万円	
株式会社イオン銀行	51,250百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社熊本銀行	10,000百万円	
株式会社十八親和銀行	36,878百万円	
株式会社福岡銀行	82,329百万円	

株式会社 S B I 証券およびマネックス証券株式会社は、株式会社新生銀行との金融商品仲介業務における業務提携に伴い、株式会社新生銀行に募集の取扱いを委託します。

2【関係業務の概要】

（１）受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

（２）販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2021年11月25日	有価証券届出書
2021年11月25日	有価証券報告書
2022年 5月26日	有価証券届出書の訂正届出書
2022年 5月26日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2022年6月7日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬 和 政
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年11月2日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬 和政
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・フラトンVPICFファンドの令和3年8月27日から令和4年8月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生・フラトンVPICFファンドの令和4年8月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにあ

る。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。